

注記
(一般会計等・全体会計・連結会計)

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

原則として取得原価とし、開始時において取得原価が不明なものは再調達原価により計上しています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券・・・・・・・・・・償却原価法（定額法）

ただし、一部の連結対象団体においては利息法によっています。

②満期保有目的以外の有価証券

ア. 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格

イ. 市場価格のないもの・・・・・・・・・・取得原価

③出資金

ア. 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格

イ. 市場価格のないもの・・・・・・・・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①水道事業会計、病院事業会計

先入先出法による原価法

一部の連結対象団体においては取得原価による個別原価法によっています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 2年～60年（建物付属設備を含みます。）

工作物 2年～100年

物品 2年～40年

②無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。

③ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

②徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込み額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

③退職手当引当金

期末時点の自己都合による要支給額を計上しています。

④損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ. 上記以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めません。

ただし、本表の欄外注記として、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高を表示しています。

資金収支計算書の収支尻（本年度末資金残高）に本年度末歳計外現金残高を加えたもの（本年度末現金預金残高）は、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動します。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得原価又は、見積価格が100万円（美術品は100万円）以上の場合に資産とし計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

ただし、一部の公営企業会計及び連結対象団体については、税抜方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等は特にありません。

3. 重要な後発事象

重要な後発事象は特にありません。

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

団体（会計）名	損失補償 債務額 （百万円）	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等	
		損失補償等 引当金計上額	貸借対照表 未計上額
公益財団法人沖縄県農業振興公社	170 百万円	119 百万円	51 百万円
信用保証協会	202,878 百万円	3,705 百万円	199,173 百万円
公益財団法人沖縄県産業振興公社	105 百万円	105 百万円	—
計	203,153 百万円	3,929 百万円	199,224 百万円

※ 表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合があります。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①財務書類の会計区分は以下の通りです。

一般会計等

会計(団体)名	区分	連結方法
一般会計	地方公共団体	全部連結
農業改良資金特別会計	地方公共団体	全部連結
小規模企業者等設備導入資金特別会計	地方公共団体	全部連結
中小企業振興資金特別会計	地方公共団体	全部連結
下地島空港特別会計	地方公共団体	全部連結
母子父子寡婦福祉資金特別会計	地方公共団体	全部連結
所有者不明土地管理特別会計	地方公共団体	全部連結
沿岸漁業改善資金特別会計	地方公共団体	全部連結
林業・木材産業改善資金特別会計	地方公共団体	全部連結
産業振興基金特別会計	地方公共団体	全部連結
公債管理特別会計	地方公共団体	全部連結

全体会計・・・一般会計等下記会計を含みます

会計(団体)名	区分	連結方法
中央卸売市場事業特別会計	公営事業会計	全部連結
中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計	公営事業会計	全部連結
宜野湾港整備事業特別会計	公営事業会計	全部連結
国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	公営事業会計	全部連結
中城湾港(新港地区)整備事業特別会計	公営事業会計	全部連結
中城湾港マリン・タウン特別会計	公営事業会計	全部連結
駐車場事業特別会計	公営事業会計	全部連結
中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計	公営事業会計	全部連結
国民健康保険事業特別会計	公営事業会計	全部連結
水道事業会計	公営事業会計	全部連結
工業用水道事業会計	公営事業会計	全部連結
病院事業会計	公営事業会計	全部連結
流域下水道事業会計(※ア.参照)	公営事業会計	全部連結

連結会計・・・全体会計に下記会計（団体）を含みます

会計(団体)名	区分	連結方法	出資割合
那覇港管理組合	一部事務組合	比例連結	60.0%
沖縄県離島医療組合	一部事務組合	比例連結	80.0%
沖縄県住宅供給公社	地方三公社	全部連結	100%
沖縄県土地開発公社	地方三公社	全部連結	100%
(一財)沖縄県私学教育振興会	第三セクター等	全部連結	86.3%
旭橋都市再開発(株)	第三セクター等	全部連結	50.5%
那覇空港貨物ターミナル(株)	第三セクター等	比例連結	27.1%
(公財)沖縄科学技術振興センター	第三セクター等	全部連結	59.9%
(公財)沖縄県生活衛生営業指導センター	第三セクター等	比例連結	40.0%
(公財)おきなわ女性財団	第三セクター等	全部連結	76.5%
(公財)沖縄県老人クラブ連合会	第三セクター等	全部連結	74.0%
(一財)沖縄県セルフセンター	第三セクター等	全部連結	71.8%
(一財)沖縄県看護学術振興財団	第三セクター等	全部連結	100.0%
(公財)沖縄県保健医療福祉事業団	第三セクター等	全部連結	98.9%
(公財)沖縄県農業振興公社	第三セクター等	全部連結	51.0%
(公社)沖縄県糖業振興協会	第三セクター等	比例連結	38.7%
(公財)沖縄県畜産振興公社	第三セクター等	全部連結	85.8%
(一財)沖縄県水産公社	第三セクター等	全部連結	78.4%
(公財)沖縄県産業振興公社	第三セクター等	全部連結	100.0%
(株)沖縄産業振興センター	第三セクター等	比例連結	24.2%
(公財)沖縄県立芸術大学芸術振興財団	第三セクター等	全部連結	76.2%
(公財)沖縄県文化振興会	第三セクター等	全部連結	91.1%
(公財)国立劇場おきなわ運営財団	第三セクター等	全部連結	62.8%
(一財)沖縄県建設技術センター	第三セクター等	全部連結	60.0%
久米島空港ターミナルビル(株)	第三セクター等	比例連結	45.9%
沖縄都市モノレール(株)	第三セクター等	比例連結	38.0%
石垣空港ターミナル(株)	第三セクター等	比例連結	25.0%
(一財)沖縄マリンレジャーセイフティビューロー	第三セクター等	全部連結	100.0%
(公財)暴力団追放沖縄県民会議	第三セクター等	全部連結	79.6%
沖縄県環境整備センター(株)	第三セクター等	全部連結	43.3% (力参照)
(一財)沖縄ITイノベーション戦略センター	第三セクター等	比例連結	42.3%

連結の方法は次のとおりです。

ア. 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(※) 流域下水道事業会計について、令和2年度決算分より地方公営企業法の財務規定等を適用しており、今回から連結対象としています。

昨年度までは連結対象外としていたため、全体会計及び連結会計について、昨年度末資産等の額と今年度期首資産等額は流域下水道事業会計の分差異が生じます。

イ. 一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。

ウ. 表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合があります。

エ. 一部事務組合は、各団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

オ. 地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。

カ. 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体について全部連結の対象としていますが、出資割合等が50%以下であっても以下の団体は全部連結の対象としています。(「統一的な基準による地方公会計マニュアル」参照。)

該当団体	理由
沖縄県環境整備センター(株)	「第三セクター等の資金調達額の総額の過半(50%超)を設立団体からの貸付額が占めている場合(資金調達額は設立団体及び金融機関等からの借入など貸借対照表の負債の部に計上されているものとする。設立団体からの貸付額には損失補償等を含むこととするが、補助金、委託料等は含まないものとする。)」に該当するため。

また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績に応じて、比例連結の対象としています。

ただし、出資割合が25%以下であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

キ. 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

②地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— %	— %	7.3%	41.5%

③利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

5,582 百万円

④繰越事業に係る将来支出予定額

80,352 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

①会計基準へ変更したことによる影響額等

ア. 財務書類の対象となる会計の変更

なし

イ. 有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

なし

②減価償却費について直接法を採用している科目

一般会計等

ソフトウェア	取得原価	4,322 百万円
	減価償却累計額	3,665 百万円

全体会計

ソフトウェア	取得原価	4,375 百万円
	減価償却累計額	3,665 百万円

連結会計

ソフトウェア	取得原価	4,534 百万円
	減価償却累計額	3,665 百万円

③地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

ア. 将来負担額	792,913 百万円
イ. 充当可能基金額	95,088 百万円
ウ. 特定財源見込額	17,375 百万円
エ. 地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額	535,869 百万円
オ. 標準財政規模	390,339 百万円
カ. 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	41,983 百万円

④地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

一般会計等	9,021 百万円
全体会計	9,193 百万円

⑤管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の二級河川等は次のとおりです。

なお、当該資産は貸借対照表の資産に計上されません。

ア. 指定区間外の国道

土地 89,096 百万円

工作物 91,216 百万円 (減価償却累計額 48,565 百万円)

イ. 指定区間の二級河川

土地 551 百万円

工作物 808,136 百万円 (減価償却累計額 781,901 百万円)

ウ. その他 (有形固定資産)

土地 17,807 百万円

建設仮勘定 (事業用) 229 百万円

建設仮勘定 (インフラ) 259 百万円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

会計基準の変更による主な影響額

なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分 (不足分) の内容

①固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。

②余剰分 (不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

③他団体出資等分

全部連結した連結対象団体のうち、本県以外の出資割合分を計上しております。

(5) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支

一般会計等

20,644 百万円

全体会計

28,547 百万円

連結会計

31,848 百万円

②既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計）	901,486 百万円	891,419 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	78,974 百万円	76,337 百万円
繰越金に伴う差額	△11,154 百万円	—
会計間相殺額	△64,900 百万円	△64,900 百万円
資金収支計算書（一般会計等）	904,406 百万円	902,856 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計の分だけ相違します。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

一般会計等

資金収支計算書

業務活動収支	33,336 百万円
投資活動収支の国県等補助金収入	42,858 百万円
未収債権、未払債務等（増減）	702 百万円
資産売却益	512 百万円
資産除売却損	△352 百万円
賞与引当金（増減額）	81 百万円
退職手当引当金（増減額）	△3,325 百万円
徴収不能引当金（増減額）	△39 百万円
損失補償引当金（増減額）	△2,646 百万円
投資損失引当金（増減額）	△1,031 百万円
減価償却費	△45,238 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	24,858 百万円

全体会計

資金収支計算書

業務活動収支	45,683 百万円
投資活動収支の国県等補助金収入	56,265 百万円
未収債権、未払債務等（増減）	9,121 百万円
資産売却益	582 百万円
資産除売却損	△364 百万円
賞与引当金（増減額）	△117 百万円
退職手当引当金（増減額）	△4,278 百万円
徴収不能引当金（増減額）	64 百万円
損失補償引当金（増減額）	△2,646 百万円
投資損失引当金（増減額）	△1,031 百万円
減価償却費	△70,659 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	32,620 百万円

連結会計

資金収支計算書

業務活動収支	51,364 百万円
投資活動収支の国県等補助金収入	56,727 百万円
未収債権、未払債務等（増減）	4,717 百万円
資産売却益	1,711 百万円
資産除売却損	△1,442 百万円
賞与引当金（増減額）	△118 百万円
退職手当引当金（増減額）	△4,536 百万円
徴収不能引当金（増減額）	61 百万円
損失補償引当金（増減額）	△2,646 百万円
減価償却費	△72,685 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	33,153 百万円

④一時借入金の限度額と利子額（対象会計のみ記載）

借入金の限度額

一般会計	70,000 百万円
病院事業会計	5,000 百万円
水道事業会計	9,000 百万円
工業用水道事業会計	200 百万円
流域下水道事業会計	2,000 百万円
一時借入金に係る利子額	
一般会計	36 千円

⑤重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 13 百万円（うち当年度新規契約分 一百万円）